

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、コーポレートガバナンスを重要な経営課題の一つとして考えており、経営の透明性・客観性の確保と、経営の意思を確実に伝達させるための組織体制の整備と維持に全力を傾けております。
今後につきましても、環境の変化に即応できる経営管理組織にすべく、改善を行って行く所存であります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社STKシステム	4,228	31.72
森島雅春	1,193	8.95
幸村剣	654	4.90
高木宏	600	4.50
毛利友和	600	4.50
ウェブテクノロジー株式会社	500	3.75
里健介	500	3.75
正井俊人	500	3.75
溝口雅次	355	2.66
大阪証券金融株式会社	290	2.17

支配株主(親会社を除く)の有無 更新 _____

親会社の有無 更新 株式会社STKシステム (非上場)

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新 大阪 JASDAQ

決算期 更新 12月

業種 更新 卸売業

直前事業年度末における(連結)従業員数 更新 100人未満

直前事業年度における(連結)売上高 更新 100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 更新 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社の親会社は株式会社STKシステムであり、当社株式の31.72%(平成23年12月31日現在)を所有しております。
現在当社との取引はなく、今後行う予定もございません。
なお、将来、同社の業務に変更があり、当社との間に取引発生の可能性が生じた場合には、他の会社と取引を行う場合と同様に契約条件、市場価格等を勘案し、適切な取引条件とすることを基本方針とします。

同社と取引を行う際には、当社の企業価値向上、当社株主全体の利益の最大化を図るべく決定することとしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 20名

定款上の取締役の任期 1年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 4名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 1名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
藤村厚夫	他の会社の出身者									

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
藤村厚夫	○	—	藤村厚夫氏は法律の専門家として豊富な経験と高い見識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 更新 設置している

定款上の監査役の員数 更新 員数の上限を定めていない

監査役の人数 更新 3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

仁智監査法人と任意で監査契約を結び、監査方針及び監査結果について適時打ち合わせを実施しております。また、会計監査人による監査報告に基づき、監査役から取締役に対し提言等を行っております。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の人数 2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
山口亨	他の会社の出身者									
松田誠司	他の会社の出身者					○				

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
山口亨	○	ティーエフ法律事務所	山口亨氏は法律の専門家として豊富な経験と高い見識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
松田誠司		株式会社エフェクティブ代表取締役、株式会社ステラミーゴスボレコム代表取締役	経営に長年にわたって携わり、企業経営に対する卓越した経験と見識を備えておられるため。

【独立役員関係】

独立役員の数 2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 **更新** スtockオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 **更新**

業績向上に対する意欲や士気を一層高めるため実施しております。

Stockオプションの付与対象者 **更新** 社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明 **更新**

取締役および従業員の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めること等を目的としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 **更新** 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

第10回定時株主総会の決議により取締役報酬年額を100,000千円以内と決議しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の
有無 **更新** なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

管理本部及び常勤監査役が、社外監査役に情報の伝達・取締役会決議等につき、適宜対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、経営の変化に対する柔軟な対応と、重要事項の迅速な決定が可能な経営体制に努めております。
現在、取締役4名による取締役会が構成され、法令、定款及び取締役会規定の定めにより、会社の経営方針や業務執行上の重要事項を決議し、取締役の職務執行の監督、並びに業務執行状況を管理、監督、指導しております。取締役会による決議が必要な案件については、毎月の定例取締役会において審議、決裁を行っておりますが、緊急を要する案件については、臨時取締役会を開催して審議、決裁を行っております。
当社の監査の方法は、監査役監査については、常勤監査役が中心となり、監査役会が定めた監査方針に基づき、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から業務執行の状況を聴取し、重要な決裁書類を閲覧するなどにより、取締役の業務執行を監査しております。また、毎月1回監査役会を開催しております。各監査役は、各部署長との面談を行うとともに、会社の重要な会議に出席した内容等をもとに協議し、情報の共有を図っております。
会計監査については、仁智監査法人が四半期、期末に偏ることなく、期中においても適宜監査を受けております。同監査法人とは法定監査の他、会計上の課題について適時に確認を行ない、適正な処理を行っております。
管理、監督、指導の場としては、個別での部署における聴取のほか、定期的開催する会議体にて実施しております。
当社の取締役候補者の選定及び報酬の内容の決定方法は、取締役候補者及び取締役の知識、経験、実績等を勘案して、取締役会において決定する方針をとっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会の機能を経営の意思決定機関および業務執行監督機関として位置付けており、事業内容に精通した人材を中心とした機関構成とすることで、担当部門の迅速かつ効率的な事業運営体制の実現を図っております。また、社外取締役を選任することで経営の透明性向上、客観性・中立性を確保しております。
なお、監査役会を構成する3名の監査役の内2名は会社法第2条第16号に規定する社外監査役であります。監査役は取締役会その他の重要会議に出席して意見を述べ、業務の執行状況についての監査を実施しております。また、内部統制・監査室と連携をすることでガバナンスの向上に努めております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

IR資料のホームページ掲載

<http://jholdings.co.jp/index.html>において、会社概要、決算情報、適時開示資料、決算説明会資料等を掲載しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

重要な会社情報については、取締役会に付議・報告を行った上、金融商品取引法をはじめとする関係法令、規則、ガイドライン等に基づく開示判断を行ない、情報取扱責任者がTDnetによりジャスダック証券取引所に適時開示を行っております。同時に、報道機関への資料配布、当社ホームページへの情報掲載などを行っております。
また、情報開示に至るまでの内部情報につきましては、社内規定「コンプライアンスマニュアル」に基づき、厳重な情報管理を行っております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 当社の経営理念及び経営基本方針を踏まえて策定した「コンプライアンスマニュアル」を役員及び使用人全員への浸透を図り、自らの行動が「法令を遵守し、社会倫理に則った行動」となっているかをグループ社員全員に意識付ける。
(2) 内部統制管掌取締役(CCO:チーフ・コンプライアンス・オフィサー)を任命し、当社における法令遵守体制の充実強化にあたらせる。そのため組織としてCCOが統括する内部統制委員会を設置する。
(3) 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容、対処案がCCOを通じ、取締役会、監査役会に報告される体制を整備、強化する。
(4) 当社及び当社グループ会社の使用人が、法令・定款に照らして疑義のある行為を知ったときに、通常の報告経路によらず直接、通報窓口にてその旨を報告する仕組み(内部通報制度)を設ける。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1) 取締役の職務執行に係る情報・文書は、文書管理ルール及びそれに関連する各管理マニュアルに基づいて各所管部署が適切に保存・管理(廃棄を含む)し、取締役、監査役、及び内部監査室の閲覧に供する。
(2) 文書管理の統括部署は、少なくとも毎年1回は文書管理ルール、マニュアルの運用状況を検証し、必要な場合にはその修正を行ない、所管部署に対して文書等の適切な保存・管理を指導する。
- 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
(1) リスク管理に関する基本ルールを策定し、体系的なリスク管理体制の確立を図る。各部門においては関連規程の見直しまたは制定、ガイドラインの制定、マニュアルの作成、研修等を行ない、部門ごとのリスク管理体制を整備する。
(2) リスクの発生又は発見時に、取締役会への報告及び開示の必要性を判断する基準を明確にする等、リスク対応と開示を適時適切に行う体制を再整備する。
(3) 大規模は事故、災害、不祥事等の緊急事態が発生した場合に備えた危機管理体制及び対応ルールを再整備する。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 社内の組織・業務分掌・職務権限等に関するルールを適時適切に見直すことにより、職務遂行に係る意思決定及び指揮体制を経営戦略目標の達成のために最適の状態に保つ。
(2) ITを活用した人事管理・業績管理・事務システムの精度向上に努め、全社的には経営効率及び業務効率の一層の向上を図る。
- 当社企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 親会社との連携を保ちながら、「企業行動指針」及び「役員行動指針」を適用しつつ、自社の事業規模・特性を踏まえ、自ら業務の適正確保を図る。
(2) CCOが統括する内部統制委員会には、グループ主要各社の担当者を委員として参加させ、内部統制に関する当社及びグループ各社間での協議、情報の共有化等の場とする。
(3) 日常的には、グループ管理担当部署が、関係会社管理ルールに基づいて各子会社に必要事項を指示・要請する等により、グループ全体の業務の適正を図るための必要な措置をとるとともに、各社それぞれの内部統制システムの整備について必要な助言・支援を行う。
(4) グループ各社において法令違反行為等を知った者は、内部通報制度によって直接、同制度の通報窓口で報告するものとする。この場合、通報窓口担当部署は、当該会社の監査役に、通報者保護に留意しつつ当該通報の内容等を報告することとする。
- 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
(1) 監査役は、必要がある場合は、事前にCCOに通知して内部監査担当者に監査業務を補助するよう命令することができる。この通知を受けた取締役は、特段の事情がない限りこれに従うものとする。
(2) 監査役会から専任の使用人の配属を求められた場合は、必要なスキルその他について具体的な意見を聴取した上で人選し、監査役会の同意を得て任命する。
(3) 監査役から命令を受けた使用人は、その命令の遂行に関して取締役の指揮命令を受けず、また、実施結果の報告は命令した監査役に対してのみ行うこととする。
(4) 取締役は、監査役の命令を受けた使用人に対し、そのことを理由に人事処遇等において不利な扱いをしない。
(5) 専任の使用人を配属した場合、その人事異動・人事評価・懲戒処分に関しては監査役会の同意を得るものとする。
- 取締役及び使用人が監査役会又は監査役に報告をするための体制その他の監査役会又は監査役への報告に関する体制
(1) 取締役及び使用人は、次の場合には、監査役会又は監査役に対して直接かつ速やかに報告しなければならないものとする。
(a) 法令・定款に違反する事実を発見したとき
(b) 当社又はグループ会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したとき
(2) 内部通報制度担当部署は、内部通報制度による通報があったときは、直ちに監査役に報告するものとする。
(3) 法令・定款の遵守に関する事項、リスク管理に関する事項、内部監査の実施状況その他の事項を、取締役又は担当部署長から監査役会に報告する体制を整備する。報告事項及び報告の方法については、監査役会との協議により決定する。
- その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会の頻度を、四半期ごとに1回とする。
(2) 監査役は内部監査の実施状況について報告を受けるとともに、必要があると認めるときは追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができるものとする。
- 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
当社及び当社グループ会社は、金融商品取引法の定めに従い、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備・運用・評価を行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- 反社会勢力による不当な要求などが発生した場合には、CCOが統括する内部統制委員会及び反社会勢力対応部署が連携し、情報の一元管理・蓄積を行ない、速やかにCCOを通じて取締役会及び監査役会に報告される体制の整備、強化を図る。
(2) 反社会勢力対応部署を中心とし、対応マニュアルの整備を進める。また、当社及び当社グループ会社の使用人全員に対し研修を実施するほか、必要に応じ外部機関とも連携し、体制の強化を図る。
(3) 新規取引先との取引開始にあたっては与信管理のための外部調査機関の活用や既存取引先からの情報の収集を行う。
(4) 株主の属性判断を行なう際には、所轄警察署との連携による身元照会を実施し、反社会勢力の排除に努める。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項
